

当社の森林経営計画の認定および再発防止策について

当社は5月31日、農林水産大臣から森林法に基づく森林経営計画（計画期間：令和6年6月1日～令和11年5月31日）の認定を受けました。これは、本年3月1日に認定取消しの行政処分を受けたことを踏まえ、原因分析及び再発防止策を策定し、新たに認定請求を行い、認定されたものです。また、認定取消しにともない中断していた伐採、再造林等の森林施業を6月より開始します。

この度は、お取引先様及び関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。当社はこのような事態を二度と発生させることのないよう、再発防止策を着実に実施してまいります。

1. 経緯

2023年12月、当社元社員が森林法に基づく森林経営計画の変更認定請求の手続を進めていなかったにもかかわらず、当社の森林経営計画の変更にかかわる認定書を自ら作成していた事態が発覚した。

その後の外部弁護士を交えた社内調査の結果、法令に規定する30日以内の義務的変更の認定請求の不履行と一部の地域で森林経営計画の内容と異なる施業を行っていたこと、及びこれらの不適切な行為が、当該社員が行っていた認定請求業務の進捗確認を怠るというチェック体制の不備と、定めていた社内手続きの不徹底によるものであることが判明した。

森林経営計画での認定書偽造などの違反行為は、社内手続きの形骸化、監督・牽制機能不足に加え、森林経営計画の手続きに対する軽視が複合的に作用した結果であるとの原因分析を踏まえ、業務の適正化に向けた再発防止策を定めた。

2. 再発防止策

①組織体制の整備

- ・ 業務監理室の設置：担当の資源環境事業本部内に新たに業務プロセスの整備・定着を専門に行う部署を設置。
- ・ 森林経営計画チームの設置：森林資源部内に新たにチームを設置し、森林経営計画の作成・管理業務を行う責任者、担当者を特定。

②業務の見直し

- ・ 業務フローにおける責任者を特定し、本部と事業所でのダブルチェックをベースとした森林経営計画作成・認定請求業務及び施業管理体制を整備。

③マニュアル・インフラ類の整備

- ・ 社内の業務ルールの明確化及び周知徹底を図るため、業務フロー等を含む実効性のあるマニュアルを整備。また、業務及び進捗管理の効率化を図り、担当者の負担軽減とヒューマンエラーを無くす為の社内システムを整備。

④教育の強化・意識改革

- ・ 森林法をはじめとする関係法令等の研修を定期的実施。

※森林経営計画とは森林法第11条に基づき、「森林所有者」又は「森林経営の委託を受けた者」が森林の施業及び保護について5年を1期として作成する計画。

森林法第12条第1項では認定森林所有者等は新たに森林を買い受けたり、委託を受けた場合には、30日以内に森林経営計画の変更認定請求をしなければならないと定めている。また、森林法第14条では、認定森林所有者等は森林の施業及び保護について森林経営計画を遵守しなければならないと定めている。なお、森林経営計画は任意の制度

で、認定を受けると、事前の伐採造林届出書提出の免除、補助制度での優遇措置などの特例が受けられる。

以上

《お問合せ先（報道機関）》
コーポレート・コミュニケーション部
T E L : 03-3214-2270

《お問合せ先（その他）》
森林資源部
T E L : 03-3214-3251